

那覇市会計年度任用職員の募集について
まちづくり協働推進課 【一般事務Ⅰ】産休・育休等の代替職員

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用の職に従事する職員を次のとおり募集します。
なお、この募集は、採用に係る予算の確定により効力を有します。

募 集 期 間	決裁後 から 令和07年11月28日 まで			
部 名	市民文化部	課 名	まちづくり協働推進課	
グ ル ー プ 名	なは市民活動支援センターグループ			
職 の 名 称	【一般事務Ⅰ】産休・育休等の代替職員	採用予定人数	1	人
形 態 区 分	パートタイム職員	週の勤務時間	35 時間	00 分
職 務 内 容	1. 育休等職員の担任業務のうち所属長が指示する業務 2. なは市民活動支援センター業務の補佐 3. その他所属長が指示する業務 変更の範囲 有 (その他所属長が指示する業務の範囲)			
資 格 免 許 等	資格要件なし（ワード、エクセル等のPC操作ができること）			
勤 務 地	なは市民協働プラザ 那覇市銘苅2-3-1		駐車場の有無	無
任 用 期 間	（開始日）採用の日(令和8年1月上旬予定) ～ （終了日） 令和08年03月31日 翌年度以降、同一の職務内容の職が設置された場合の選考による当該職への再度の任用の有無 有 * 会計年度任用の職は、年度ごとに設置、廃止します。年度を超えた任期とすることはありません。 * 翌年度以降の再度の任用は、当該職員の能力の実証等の要件をふまえて行います。			
更 新 の 上 限	【無】 ※ただし、公募によらない再度の任用 2 回 / 最長 3 会計年度			
勤 務 日 数	週 5 日			
勤 務 時 間	08時30分	～	16時30分	* シフト勤務等がある場合の勤務時間・休憩時間は、勤務時間に関する特記事項欄を参照ください。
休 憩 時 間	12時00分	～	13時00分	
時 間 外 勤 務	無	(月平均 0 時間)		
週 休 日 (休 日)	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日 慰霊の日			
休 暇 等	1 年次有給休暇 2 その他休暇等 ※採用の日に、任期及び勤務日数に応じた日数を付与 (1) 有給休暇(私傷病短期、子看護、夏季休暇、忌引、出産休暇ほか) (2) 無給休暇(私傷病長期、生理休暇、介護、育児休業ほか)			

那覇市会計年度任用職員の募集について
まちづくり協働推進課 【一般事務Ⅰ】産休・育休等の代替職員

給与等	基本報酬		月額	169,806 円程度	(月末締め翌月20日支給)
			*職歴等により加算される場合があります。		
	通勤手当		常勤職員の例により支給 (月末締め翌月20日支給)		
			*勤務地までの通勤距離が2 km未満の場合は支給されません。		
	期末手当		無		
	勤勉手当		無		
	退職手当		無		
	その他手当		無		
	勤務時間外、休日等の割増賃金率	勤務時間外(1日7時間45分以内かつ週38時間45分以内で月60時間以内)		0%	
		勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間以内)		25%	
勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間超)		50%			
休日勤務		35%	深夜(午後10時から午前5時まで)勤務	25%	
社会保険等	健康保険	有		*加入には一定の条件があります。	
	厚生年金	有		*加入には一定の条件があります。	
	雇用保険	有		*加入には一定の条件があります。	
選考方法	書類選考・面接 ※書類選考通過者のみ面接を行います。				
勤務時間に関する特記事項					
備考	・条件付採用期間あり：任用後一か月間（1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで） ・屋内の受動喫煙対策あり：禁煙				
	※定員に達した場合など、募集期間内でも募集を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。				

【根拠法令等】

- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則
- ・那覇市職員の任免に関する規則
- ・那覇市那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センターグループ			
担 当	崎山 嗣舜		
TEL	098-861-5024	FAX	098-861-5029